

## 広域消防航空特別応援交付金申請関係等フローチャート

- 1 航空特別応援により要請する場合は、要請市町村から様式第1号（航空特別応援要請連絡表）をFAX等（千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱第5条第3項）で連絡する。**（要請側から千葉市へ）**  
災害終了した後に、公印を押印した鑑文に、様式第1号（航空特別応援要請連絡表）と様式第3号（航空特別応援災害報告書）を添付して航空課宛に郵送する。  
**（要請側から千葉市へ）**  
※ 双方の事務処理担当者を確認します。
  - 1 事後の処理となるため、ある程度の時間を要します。
  - 2 様式第1号（航空特別応援要請連絡表）の中の「要請日時」は、千葉市で作成する様式第2号（航空特別応援活動報告書）の中の「応援要請受報日時」と併せます。そのためヘリコプターの離陸時間の前の時間であるか確認が必要となります。
- 2 要請元消防本部から文書を郵送で受領後、様式第2号（航空特別応援活動報告書）及び様式第6号（航空特別応援に要した費用請求書）を航空課で作成し、要請元消防本部事務処理担当者へ郵送します。**（千葉市から要請側）**
- 3 航空課から書類が届きましたら、航空特別応援に定められた様式第1. 2. 3. 6号の写しと様式第1号「広域消防航空特別応援交付金交付申請書」を添付して、千葉県市町村振興協会へ送付します。  
※ 様式第2号「広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書」の作成もありますので通知書の添付書類として、様式第1号「広域消防航空特別応援交付金交付申請書」の写しが必要となりますので公印押印後、必ずコピーをとった後、送付して下さい。**（要請側から市町村振興協会へ）**
- 4 市町村振興協会へ申請を行いましたら、様式第2号「広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書」と様式第1号「広域消防航空特別応援交付金交付申請書」の写しを航空課宛に郵送して下さい。**（要請側から千葉市へ）**
- 5 交付金が決定すると、様式第3号「広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書」が千葉県市町村振興協会から申請を行いました市町村及び千葉市へ様式第4号「広域消防航空特別応援交付金交付通知書」がそれぞれ送付されます**（市町村振興協会から要請側・千葉市へ）**  
※ 要請元消防本部の手続きはこれで終了となります。

6 航空課は、様式第4号「広域消防航空特別応援交付金交付通知書」を受領しましたら、千葉県市町村振興協会へ納入通知書と様式第5号「広域消防航空特別応援交付金交付請求書」を送付となります。**(千葉市から市町村振興協会へ)**

※ 様式第5号については、公印を押印し送付となっています。

凡例 様式第1号 (○○○) ・・・ 千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援実施要綱

様式第1号 「○○○」 ・・・ 広域消防航空特別応援交付金交付制度

## 広域消防航空特別応援交付金申請関係等フローチャート

